

黒部市民病院 公衆無線LAN利用規約

本サービスを利用される方は、以下の規約に同意されたものとみなします。

(趣旨)

第1条 この規約は、病院利用者への快適なアメニティの提供を目的に、黒部市民病院（以下、病院という）が整備した公衆無線LAN（以下、無線LANという）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第2条 利用場所及び利用時間は、別表のとおりとする。

(利用者が準備するもの)

第3条 無線LANの利用を希望する者は、利用に当たって、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、病院は機器の貸し出しを行わない。

- (1) スマートフォン、パーソナルコンピュータ等のWi-Fi対応可能な機器
- (2) 無線LANインターフェース (IEEE802.11n/a/b/g 準拠)
- (3) 閲覧ソフト

(無線LANの利用)

第4条 利用者は、次に掲げる条件のもと、無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 利用者は、本利用規約に同意しなければ、無線LANを利用してはならない。
- (2) 無線LANを利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
- (3) 無線LANの利用料金は、無料とする。
- (4) 病院は、設定等の技術的な問い合わせを一切受け付けない。
- (5) 無線LANは、常に安定した接続環境を保障するものではない。

(禁止事項)

第5条 無線LANの利用に際して、次に掲げる行為を禁止する。また、病院は、これらの行為をした者の利用を停止することができる。

- (1) 著作権その他の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (2) 財産、又はプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは病院に不利益又は損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (4) 他人を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為、又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- (7) 選挙運動、又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教、又は政治に関する行為
- (9) IDやパスワード等の認証情報を不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、若しくは関連して使用する行為、又は提供する行為
- (11) 特定、又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) ファイル共有ソフトウェアの使用、又は著しく大量なデータ通信
- (13) 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロード等により通信回線に負担

- をかける等、他の利用者・来院者に対して迷惑になる行為
- (14) 病院備え付けの電源コンセントから機器への電源供給を行う行為
 - (15) 納品業者、営業担当者、MR等は、利用してはならない。
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為、又は病院が不適切と判断した行為

(運用の中止)

第6条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線LANの運用を中止することができる。

- (1) 無線LANシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行うとき
- (2) 無線LANシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由があるとき
- (3) 前各号の掲げるもののほか、無線LANの運用上、病院が必要と認めるとき

(免責事項)

第7条 次の各号に該当する事項及び利用者の行為によって、利用者、第三者若しくは病院に発生した損害は、利用者が全ての責任を負うものとし、病院は一切の責任を負わない。

- (1) 無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報の内容
- (2) 無線LANサービスの遅滞、変更、中止又は廃止
- (3) 無線LANを通じて登録、提供、又は収集された利用者の情報の消失
- (4) 利用者の機器のウイルス感染等による被害、データの破損、又は漏洩
- (5) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスに関する一切の費用
- (6) 無線LANへの接続に係る利用者が持ち込んだ機器の設定
- (7) 利用機器の種類、OS、ソフトウェア等によって無線LANを利用できない場合
- (8) 利用者が、無線LANを利用したことによる他の利用者や第三者との間に生じた紛争等

(利用履歴情報の取得、その他)

第8条 病院は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定のWebサイトへの接続を制限することができる。

(管轄)

第9条 無線LANの利用に関して、病院と利用者との間に生ずるすべての紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(利用規約の変更)

第10条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、平成27年9月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年10月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年2月27日から施行する。

別表（第2条関連）

利用場所	利用時間
中央棟 外来待合 1階（1A, 1B, 1C, 1D, 1E, 1F） 2階（2A, 2B, 2C, 2D, 2E, 2F, 2G）	平日 午前7時30分から午前0時まで
中央受付、授乳室周辺、 カフェ・イートイン	午前7時から午前0時まで
東病棟デイルーム	午前7時から午後10時まで
救急待合、小児救急待合	終日
内視鏡センター	終日
健康管理センター	終日
腎センター	月～土 終日
通院治療室	終日
お薬お渡し口	終日